

「首都圏の熊本県出身学生ネットワーク創出支援事業」業務委託仕様書

1 委託名

「首都圏の熊本県出身学生ネットワーク創出支援事業」業務

2 目的

令和7年国勢調査による「熊本県人口（速報値）」によると、本県の人口は前回調査から60,211人減少しており、平成12年以降減少傾向が続いている。また、一部の市町村では人口増加がみられるものの、県内45市町村のうち38市町村で人口減少が進行している状況にある。

人口減少は、地域産業を支える労働力不足や地域経済の縮小を招くほか、地域コミュニティの維持や行政サービスの提供にも影響を及ぼすことが懸念されている。

このため、本県ではUターンや移住・定住の促進に向けて若者層をターゲットとした取組みを強化するとともに、移住・定住に限らない熊本県との多様な関わり方である「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいる。

このような中、東京事務所においては、進学を機に首都圏へ転出した若者を対象として、Uターン就職促進に向けた情報発信等を実施しているが、熊本県出身学生との接点の確保や情報把握が難しく、効果的なアプローチが課題となっている。

そこで、首都圏の熊本県出身学生等が、学生同士や熊本県ゆかりの関係者等との交流を通じてネットワークを形成し、熊本との継続的なつながりを深める機会を創出することで、関係人口の創出・拡大を図るとともに、将来的なUターン促進につなげることを目的として、本業務を実施する。

3 委託内容

(1) 学生募集ならびにネットワーク形成支援

ア 学生募集は次の2層で実施すること

① 企画運営学生

交流会の企画立案、会場選定、ゲスト提案、広報及び当日運営等に主体的に参加する学生

② 当日参加学生

交流会へ参加し、学生同士及び関係者との交流を行う学生

イ 大学、学生団体、同窓会、県人会その他学生とのネットワークを有する団体等とも連携し募集を行うこと

ウ 当該事業への参加者数は企画運営学生及び当日参加学生を合わせて50人程度を目安とすること

エ 学生同士及び熊本県ゆかりの関係者等とのネットワーク形成を促進するための取組みを実施すること

オ 受託者は、学生同士が交流会の企画・運営や情報交換等を円滑に行えるよう、対面及びオンラインによる交流や意見交換の機会を設けるとともに、継続的な情報共有及び連絡調整が可能な環境を整備すること

カ 受託者は、企画運営学生の活動状況や交流会開催までの取組み過程について適宜情報発信を行い、本事業への関心喚起及び参加者の拡大につなげること

(2) 企画運営学生への伴走支援

ア 交流会の企画・運営は学生主体で実施すること

イ 受託者は企画運営学生が主体的に意見交換及び意思決定を行えるよう、次の支援を行うこと

- ・ 企画会議の運営支援
- ・ 意見集約支援
- ・ 役割分担支援
- ・ 当日に向けた準備支援
- ・ その他、学生の主体的な参画を促進するための支援

ウ 受託者は、学生の意見を引き出し、主体的な活動を促進するためのファシリテーションを行うこと

(3) 交流会の企画及び実施

ア 交流会のテーマ及び内容、開催時期は、企画運営学生の意見を踏まえて決定すること

イ 学生同士及び熊本県ゆかりの関係者と交流を促進する内容とすること

ウ 熊本とのつながりを感じられる企画内容とすること

エ 東京都内で参加者の利便性及び交流効果を考慮した会場を選定・手配すること

オ ゲストスピーカーを招へいする場合は、企画運営学生の意見を踏まえて選定・出演調整を行うこと

カ 当日の運営に当たっては、受付、進行管理、記録写真撮影等、学生が参加できる機会を設けること

キ 食体験による交流会を提案する場合は、熊本県産品の食材の活用及び調理法から熊本を感じられる内容とすること。ただし、アルコールの提供は行わないこと

(4) アンケートの実施

ア 企画運営学生及び当日参加学生を対象にアンケートを実施すること

イ アンケート結果の集計及び分析を行うこと

(5) 業務報告書の作成

事業概要、参加者属性、アンケート結果、ネットワーク形成状況等を取りまとめた業務報告書を作成すること

- (6) 成果品
 - ア 業務報告書
 - イ アンケート集計・分析結果
 - ウ 記録写真データ
 - エ その他県が必要と認める資料

4 委託額

- 1, 000千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。
- ※会場利用料等諸費は、委託料に含む。
- ※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月1日（月）まで

6 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を誠実かつ適切に履行するものとし、原則として、本業務の実施に関して生じた事項については、熊本県の責めに帰すべき場合を除き、受託者の責任において対応すること。
- (2) 受託者は、個人情報保護法その他関係法令を遵守するとともに、本業務の実施により取得した個人情報については、本業務の遂行に必要な範囲内でのみ利用し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理を行うこと。
- (3) 本業務により作成した成果品及び委託業務の実施に当たり新たに制作又は撮影した成果物等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は熊本県に帰属するものとする。なお、熊本県は当該成果品等を本業務以外の用途においても使用できるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、熊本県と十分に協議及び連携を図り、その指示に従うこと。
- (5) 受託者は、本業務において整備したオンライン環境、取得したデータ及び作成したコンテンツについて、委託期間終了時の取扱方法をあらかじめ熊本県と協議すること。
- (6) 参加者からの参加費徴収
飲食を伴う提案をする場合は、受託者は、交流会参加者から参加費を徴収することができる。
- (7) 協賛企業等の募集
必要に応じて協賛企業等を募ることを可能とする。協賛企業等を募る場合は、下記について留意すること。
 - ア 協賛企業等は、原則、熊本県内企業等及び熊本県のPRに貢献する企業等とする
 - イ 協賛企業等の決定にあたっては、予め熊本県と協議を行うこと（風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者又はくまモンのイメージを損なうおそれがあると認められる企業については認めないこととする)

ウ 協賛の内容は以下のとおりとする

- ・ 協賛金による協賛
- ・ 物品による協賛
- ・ タレント、ゲストによる協賛

※ 用途は予め熊本県と協議する

エ 協賛企業の取扱い

- ・ 具体的な内容については、契約締結後、熊本県と協議を行い決定すること